

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(試験場所等の公示)</p> <p>第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う三月前</p>	<p>(試験場所等の告示)</p> <p>第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う三月前</p>

までに公示する。

(合格者の公示)

第六十九条 試験の合格者の受験番号は、公示する。

(公示の方法)

第百十四条 法第百五十九条第一項各号の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

(公示)

第二百一十一条 理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を公示しなければならない。

までに告示する。

(合格者の告示)

第六十九条 試験の合格者の受験番号は、官報で告示する。

(公示の方法)

第百十四条 法第百五十九条第一項各号の規定による公示は、経済産業大臣がする場合にあつては告示により、研究所又は機構がする場合にあつては公告によつて行う。

(公示)

第二百一十一条 理事長は、計量教習の種類、実施時期、受講手続、入所試験その他計量教習に関する必要事項を官報に公告しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

い。